

令和2－5年度高知県産業人材育成研修事業「オンライン研修」実施委託業務に係る
プロポーザル審査要領

令和2－5年度高知県産業人材育成研修事業「オンライン研修」実施委託業務に関する
プロポーザルの審査について、次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和2－5年度高知県産業人材育成研修事業「オンライン研修」実施委託業務に係るプロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は300点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容 (260点)
- (2) 実施体制 (20点)
- (3) 業務実績 (10点)
- (4) 金額 (10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所（予定）

日時：令和3年1月28日（木） 9：00～

場所：高知県高知市永国寺町6－28

高知県立大学・高知工科大学永国寺キャンパス地域連携棟1階

※県外の事業者などで審査委員会への参加が難しい場合は、オンライン（Zoomミーティング）での参加も可能とします。

※新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、審査委員会をオンライン（Zoomミーティング）のみで開催する場合があります。

(2) プrezentation

ア プrezentationの時間は、1参加者20分とする。

イ 各参加者のprerezentation開始時刻は、別途審査委員及び参加者に通知する。

ウ 各参加者のプレゼンテーション修了後、審査委員からの質疑の時間を設けることとする。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 各審査員の採点の合計が総合点数の6割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。

審査基準（公表用）

審査の項目	審査の視点	配点	
企画提案の内容	・本県の産業の状況や産業振興に必要な人材について十分理解したうえでの、効果的な講座の企画提案となっているか。	20	260
	・受講者が、自身の事業の課題解決や成長のために必要な経営に関する知識を身につけられる体系的な講座群と講座内容になっているか。また、独自の特徴や強みがあるか。	70	
	・オンライン講座の時間数は十分か。	20	
	・オンラインで受講しやすくするための工夫がされているか。	30	
	・受講者の学びに対する意欲を向上させたり、学習効果を高めるような工夫がされているか。	50	
	・企業等が組織的な人材育成をするにあたり、効果的と思われる取組の提案があるか。	40	
	・その他、オンライン講座の提供に伴い県が求める業務を満たしているか。	30	
実施体制	・十分な能力と経験を有する責任者及び担当者が配置されているか。	20	
業務実績	・類似の業務実績はあるか。	10	
金額	・経費の妥当性はあるか。	10	

計 300